

弘前大学入学志願者の入学検定料の免除について

2019年10月

弘前大学

災害により、被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

弘前大学では、被災者の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るために、2019年度に実施する入学者選抜試験について、以下のとおり入学検定料を免除する措置を講じます。

入学検定料の免除を希望される方は、申請前に必ず担当窓口までご連絡ください。

1. 免除対象となる入学者選抜試験

2019年度に実施する学部入試及び大学院入試

(科目等履修生、研究生及び聴講生は対象外となります。)

2. 対象者

免除対象となる入学者選抜試験の志願者で、**東日本大震災**(平成23年3月11日発生)、**平成28年熊本地震**及び**2019年度に災害救助法が適用された地域**で被災し、次のいずれかに該当する方

- (1) 学資負担者が居住していた家屋(持家に限る)が、全壊、大規模半壊、半壊、流失と認定された方
東日本大震災においては、岩手県、宮城県及び福島県の全市町村並びに青森県、茨城県、栃木県及び千葉県の災害救助法適用市町村に居住していた方
- (2) 学資負担者が災害により死亡または行方不明となった方
- (3) 居住地が福島第一原子力発電所の事故により、帰還困難地域、居住制限区域または避難指示解除準備区域に指定された方

※2019年度災害救助法の適用を受けない地域であっても、り災証明書等の提出により対象となる場合がありますので、学務部入試課へお問い合わせください。

3. 申請の方法

事前に学務部入試課へ電話等で問い合わせてください。免除対象と判断された方は、所定の申請書に証明書類を添えて、出願書類とともに提出してください。この場合は、出願時に入学検定料を払い込まないでください。

諸事情により出願時まで証明書類が準備できない場合は、一旦入学検定料を払い込んで通常の出願を行い、後日証明書類の準備ができ次第、申請書類を提出してください。許可となった場合は、払い込まれた入学検定料を返還いたします。

4. 申請書類

- (1) 「入学検定料免除申請書」 PDF版 Word版
- (2) 証明書類
 - ① 「り災証明書」 (コピー可) (上記2の(1)に該当する方)
 - ② 「死亡または行方不明を証明する書類」 (コピー可) (上記2の(2)に該当する方)
 - ③ 「被災証明書」 (コピー可) (上記2の(3)に該当する方)

5. 許可または不許可の通知について

- (1) 許可者には、受験票を送付することで決定通知書に代えさせていただきます。(一旦、通常の出願を行った後の申請の場合は、入学検定料の「払戻請求書」を送付することで決定通知書に代えさせていただきます。)
- (2) 不許可者には、別途通知いたします。

この場合は、直ちに入学検定料を払い込んでください。(受験票の送付は、払い込みが確認された後となります。)

6. その他

- (1) 入学検定料の免除申請の手続き(事前連絡を含む)をせずに検定料を払いこんだ場合は、検定料の返還はできませんので、ご注意ください。
- (2) 2019年度に災害救助法が適用された地域で被災された場合であっても、すでに出願期間が終了している入学者選抜試験については、入学検定料の免除はできません。
- (3) 入学検定料の免除を許可された方であっても、申請に虚偽があった場合は、許可の日にさかのぼってこれを取り消します。その場合は、直ちに入学検定料を払い込んでください。
- (4) 入学科及び授業料の減免等については、本学の「入学科及び授業料の免除・徴収猶予制度」がありますので、別途申請が必要になります。
- (5) 本件について、不明の点がありましたら、下記にお問い合わせください。

7. 担当窓口

- (1) 学部入試 → 学務部入試課
TEL: 0172-39-3122 〒036-8560 青森県弘前市文京町1番地
- (2) 大学院入試
 - 医学研究科 → 医学研究科学務グループ 学務担当
TEL: 0172-39-5204 〒036-8562 青森県弘前市在府町5
 - 保健学研究科 → 保健学研究科学務グループ 大学院担当
TEL: 0172-39-5911 〒036-8564 青森県弘前市本町66番地1
 - 上記以外の研究科 → 学務部入試課
TEL: 0172-39-3973 〒036-8560 青森県弘前市文京町1番地